

No	項目	内容	回答	回答日
1	現地見学会	現地見学会の見学者氏名についてです。 弊社、各人のスケジュール、技術的な目線等を踏まえ、日程毎に現地見学者を入れ替えて見学をする予定です。様式第2号を1部提出いたしますが、様式の氏名欄（3名分）には、代表者を記入する形でよろしいでしょうか。 ※氏名欄は3名分ですが、日程毎に入れ替わり予定のため、トータルの参加者は3名を超えます。日程毎最大3名については留意事項の通りとします。 また、急遽体調不良等により、様式第2号で提出した見学者が出席できない場合、代理者の出席については現地にて御庁に申し出をする形でよろしいでしょうか。	●日程毎に現地見学者を入れ替える場合、様式第2号を日程単位に分けて提出願います。 ●代理者の出席については、お見込みのとおりです。	4月25日
2	現地見学会	様式第2号 現地見学会申出書について質問します。 また、現地の図書閲覧を含めた現地見学時間が足りない場合、調査と閲覧を分担のため1-2名の追加を認められないでしょうか。	●認められません。 ●なお、現地見学会当日は、申込み単位で、資料閲覧組と現地視察組の二手に分かれていただくことを想定しており、現地視察が終わり次第、資料閲覧に加わることを可能とします。	5月7日
3	No2総合運動公園	総合運動公園の特高変電所の改造に当たり、特定の盤メーカーへ見積の依頼をする事などの条件はございますでしょうか。	●条件はございませんが、既存設備等の管理に支障が出ないよう、施設管理者と事前に協議願います。	5月7日
4	No2総合運動公園	総合運動公園について【3】カーポートエリアからセントラルスポーツ宮城G21プール方面へ既設で架空の配線がなされておりますが、既設架空配線のルートを本太陽光工事で使用させて頂く事は可能でしょうか。	●現地見学会の際に、確認願います。	5月7日
5	No2総合運動公園	PPA運用後、【1】～【4】で発電した電力の供給先（接続先）の施設をそれぞれ教えていただきたい。	●供給先は、施設管理者との協議により決定します。 ●現地見学会の際に、施設管理者に対して、供給先について希望を確認することは可能とします。	5月7日
6	No2総合運動公園	受電施設は、1箇所でしょうか？複数箇所でしょうか？合わせて、受電施設の場所を共有いただきたい。	●電力会社からの受電施設は特高変電所1箇所です。特高変電所で変成した電力を敷地内14箇所の電気室等へ配電しています。 ●電気室等の位置図、トランス一覧、全体単線結線図については、募集要領第4の1において資料提供済みです。	5月7日
7	No2総合運動公園	特別高圧から降圧させるため、受電部工事（6000Vに降圧→100～200V降圧）が発生します。受電部工事の工事費用（数千円想定）は宮城県側の負担でしょうか？それとも事業者側の負担でしょうか？（PPA単価に包含でしょうか？）	●事業者側の負担とするため、契約単価に含めてください。	5月7日
8	No3みやぎ産業交流センター	防水施工の明確な着工時期および竣工時期を共有いただきたい。	●現地見学会の際に、確認願います。	5月7日
9	No5仙台第三高等学校	既設の太陽光発電設備は導入していないという認識でよろしいでしょうか？（HP上では導入済みと掲載あり） もし既設の太陽光設備が導入されている場合、既設太陽光の状況を確認したい (1)売電をしているでしょうか？自家消費のみでしょうか？ (2)現在稼働している設備でしょうか？稼働していない場合、既設設備を停止し、新規太陽光のみを稼働させてよろしいでしょうか？ (3)補助金を活用し設置した設備でしょうか？補助金活用している場合、補助からの経過年数は何年でしょうか？既設設備を停止し、新規太陽光のみを稼働させてよろしいでしょうか？ (4)既設太陽光設備の架台、基礎はそのまま流用可能でしょうか？	●屋根貸しを前提とした既設の太陽光設備があります。当該設備は自家消費していない稼働中の設備ですので、基礎の流用や稼働停止は不可です。 ●なお、別紙1の「導入済」ですが、「自家消費」を前提とした設備容量を記載しており、「屋根貸し」を前提とした設備は記載しておりません。	5月7日
10	その他、施設に関する基本的事項	各候補施設（No1～15）の現時点でのLED導入率と、導入率推移（単年毎）、導入完了時期を共有いただきたい。	●現地見学会の際に、確認願います。	5月7日
11	その他、施設に関する基本的事項	各候補施設（No1～15）のLED導入前と導入後の電気消費量の削減率を共有いただきたい。	●把握しておりません。	5月7日
12	その他、施設に関する基本的事項	下記候補施設で、屋根の置き替え等工事の計画有無、および工事着工、竣工予定時期を共有いただきたい 候補施設（設置工法（屋根））：No1、5、6、9、10、13、15)	●現地見学会の際に、確認願います。	5月7日

No	項目	内容	回答	回答日
13	その他、施設に関する基本的事項	仕様書（案）-6（5）「施設の移転等や県の改修工事等を起因とした設備の移設に伴う費用については、県が費用負担する」を確認させてください。 PPA運用開始後、下記防水施工のように各施設の県起因工事に伴う太陽光設備の撤去・再設置工事費用は全て宮城県が負担するという認識でよろしいでしょうか？（PPA単価に包含する必要はないという認識でよろしいでしょうか？） ・No2【4】：総合運動公園⇒防水施工あり（令和18年度）6か月程度の施工を想定 ・No4-実験棟：産業技術総合センター⇒防水施工あり（令和10年度頃）6か月程度の施工を想定 ・No6：気仙沼高等学校⇒防水施工あり（令和23年度頃）6か月程度の施工を想定 ・No7-特別教室等・普通教室管理棟：多賀城高等学校⇒防水施工あり（令和25年度頃）6か月程度の施工を想定 ・No9：石巻合同庁舎⇒防水施工あり（令和26年度頃）5か月程度の施工を想定 ・No10：気仙沼合同庁舎⇒防水施工あり（令和24年度頃）5か月程度の施工を想定 ・No12：水産高等学校⇒防水施工あり（令和21年度頃）6か月程度の施工を想定 ・No13：女川高等学校⇒防水施工あり（令和19年度頃）6か月程度の施工を想定	●お見込みのとおりです。	5月7日
14	その他、施設に関する基本的事項	下記候補施設の既設太陽光設備の状況を確認したい 1.既設太陽光の導入施設は下記6施設のみという認識でよろしいでしょうか？ もし他施設で導入されている場合、施設名を共有いただきたい。 2.売電をしているでしょうか？自家消費のみでしょうか？ 3.現在稼働している設備でしょうか？稼働していない場合、既設設備を停止し、新規太陽光のみを稼働させてよろしいでしょうか？ 4.補助金を活用し設置した設備でしょうか？補助金活用している場合、補助からの経過年数は何年でしょうか？既設設備を停止し、新規太陽光のみを稼働させてよろしいでしょうか？ 5.既設太陽光設備の架台、基礎はそのまま流用可能でしょうか？ No1：大崎合同庁舎 No4：産業技術総合センター No6：気仙沼高等学校 No9：石巻合同庁舎 No10：気仙沼合同庁舎 No12：水産高等学校	●1.回答No9のとおり、No5仙台第三高等学校で、屋根貸しをしています。 以下、No5仙台第三高等学校を含む7施設について回答します。 ●2.No4産業技術総合センター及びNo5仙台第三高等学校の屋根貸し箇所のみ売電です。それ以外は自家消費です。 ●3.全て稼働しています。なお、「No4産業技術総合センターの実験棟」のうち、屋根貸し箇所を除く太陽光に係る既設設備は、リプレイスしない場合、停止可能です。 ●4.前問への回答のとおりです。なお、当該設備は補助金を活用していません。 ●5.「No4産業技術総合センターの実験棟」のみ、安全性が確認できれば、基礎の流用は可能です。	5月7日
15	その他、施設に関する基本的事項	公募時点で候補施設（No1-15）は事業期間（20年間）に、統廃合計画や、施設廃止計画は無いと考えてよろしいでしょうか？（PPA事業に影響が有るため） 候補施設（No1～15）の統廃合（学校施設）の計画有無、その他施設の廃止計画有無および、統廃合・廃止予定時期を共有いただきたい。	●お見込みのとおりです。	5月7日
16	その他、施設に関する基本的事項	候補施設の公募時点での漏水有無および、漏水改修計画工事の着工時期、竣工時期を共有いただきたい。 （太陽光設備の設置に伴う漏水発生リスクを回避するため、基本的に漏水改修後、太陽光を設置） ※設置工法：カーポートを除く No2【1】陸屋根・【4】屋根 No3陸屋根 No4陸屋根 No5屋根/陸屋根 No7陸屋根 No9屋根/陸屋根 No10屋根/陸屋根 No11陸屋根 No12陸屋根 No13屋根/陸屋根 No14陸屋根 No15屋根	●公募時点での漏水有無については、現地見学会の際に、確認願います。 ●防水施工の時期については、別紙2－1から別紙2－15に記載のとおりです。	5月7日
17	様式第3号	参加申込後に提案提出前までの辞退は可能でしょうか。その場合は辞退届の提出が必要でしょうか。	●可能です。辞退届は不要ですが、辞退する旨のメールを送付した後に、電話連絡願います。	5月7日
18	様式第3号	「工 応募資格を満たす業務実績を証する契約書の写し等 1部」とありますが、お客様情報となるため、発注者名等はマスキングさせていただいてもよろしいでしょうか？	●可能です。	5月7日
19	様式第3号	「事業履行実績として、過去5年の期間において出力50kW以上の太陽光発電設備の導入実績があること。なお、需要家は～」とありますが、PPAではなく、元請け工事における導入実績でも問題ないでしょうか？	●問題ありませんが、契約形態はPPAとなりますので、PPAに対応可能な実施体制を整えてください。	5月7日

No	項目	内容	回答	回答日
20	様式第3号	応募資格において、事業者登録は不要という認識でよろしいでしょうか？もし必要であれば、随時申請で対応いただきたい。また、必要な事業者登録区分（建設、役務、物品調達など）を共有いただきたい。	●お見込みのとおりです。	5月7日
21	様式第4-1号、4-2号	様式4-1及び4-2の留意事項「上段の…」の解釈をご教授願います。	●募集要領第1の7に記載のとおり、県補助金に上限額を設けているため、上限に到達した場合を見据えて、同一の提案表内において優先順位を定めているものです。 ●様式第4-1号に係る記載例の解釈ですが、最も上段の施設Aが優先されます。 ●様式第4-2号に係る記載例の解釈ですが、施設Dに着目すると、1段目、2段目、4段目に重複記載されており、最も上段の施設D-Aの組み合わせが優先されます。	5月7日
22	様式第4-1号、4-2号	例えば、「No1-13まで提案する」、「No14-15は提案しない」場合、単独提案表（様式4-1）のみ提出で良いでしょうか？	●No1からNo13のうち、施設単独受注で単価条件を満たすことのできる施設のみ様式第4-1号を提出願います。 ●加えて、以下のケースに該当する場合、様式第4-2号を提出願います。 ・No1からNo13のうち、施設単独受注では単価条件を満たすことのできない施設について、他施設と組み合わせ受注することで、単価条件を満たすことのできる施設がある場合。 ・No1からNo13のうち、組み合わせでの受注を希望する場合。	5月7日
23	様式第4-1号、4-2号	単独提案表（様式4-1）のみ提出の場合、「事業者提案単価（概算）①」以外を記入で問題ないでしょうか？（※「提案施設名」、「事業者提案単価（概算）②」、「導入容量（概算）」、「補助額（概算）」、「補助額が無い場合」のみ記入で良いでしょうか？）	●可能であれば、「事業者提案単価（概算）②」も記載願います。留意事項記載のとおり、②はスケールメリットにより①をならした単価を想定しています。	5月7日
24	様式第4-1号、4-2号	単独受注した場合の単価を「事業者提案単価（概算）①」に記入すると思いますが、単独受注しない場合は、「事業者提案単価（概算）①」に記入不要の認識で良いでしょうか？	●単独受注ではなく、組み合わせでの受注を希望する場合は、様式第4-2号に記載願います。	5月7日
25	企画提案書	提案書表紙以外での社名記載は可能でしょうか。	●可能です。	5月7日
26	仕様書（案）	蓄電池の設置対象の施設について災害時に施設で使用する機器として、どのような機器の使用を想定しておりますでしょうか。	●無線機、パソコン、複合機、照明、携帯電話充電器、冷暖房（扇風機等）、テレビ（40インチ程度）、電気ポットなどを想定しております。	5月7日
27	仕様書（案）	全施設の主任技術者様の所属をご教示頂く事は可能でしょうか。難しければ自治体の職員様が主任技術者様であるか、それ以外かであるかでも構いませんのでご教示頂けますと幸いです。	●現地見学会の際に、確認願います。	5月7日
28	仕様書（案）	業務仕様書 P1 3 事業概要(4) 設備の運用管理について質問します。事業者が別途、現行の各施設の設備管理者様（電気主任技術者様を含む）と保安業務契約を結び設備管理を行うことを考えております。この考え方でご提案は可能でしょうか。	●提案は可能です。 ●なお、事業開始後に、県及び各施設の電気主任技術者と協議いただき、協議の結果によっては、別に設備管理者を立てる必要がありますので、あらかじめご承知おください。	5月7日
29	仕様書（案）	業務仕様書 P1 3 事業概要(6) 運転期間終了後の設備撤去について質問します。事業者が発電設備を県に無償譲渡し、運転期間終了後も自家消費設備としてご利用いただく提案は可能でしょうか。	●仕様書（案）3（6）ののとおり、運転期間終了後は「撤去」という前提で提案願います。無償譲渡は不可とします。	5月7日
30	仕様書（案）	業務仕様書 P1 3 事業概要(7) 県と共に周辺住民様への説明について質問します。今回の太陽光設備設置に関し、必要があれば周辺住民様への説明を行います。大崎市、仙台市、石巻市、登米市、女川町、南三陸町の太陽光設置に関する条例に伴う届出は、本入札に関して各市や町の承認済みで改めて届け出不要と考えてよろしいでしょうか。	●「本入札に関して各市や町の承認済み」という事実はありません。 ●仕様書（案）7（4）ののとおり、設備設置の前後において、市町村への届出の要否を含め、関係法令を確認した上で、事業者が各種関係手続を行い、県に結果を報告願います。 ●なお、県ホームページに関係法令等相談窓口をまとめていますので、参考してください。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/saisei/renewable-energy-llmiyagi.html	5月7日
31	仕様書（案）	別紙2 施設留意事項について質問します。 P P A 提案可能エリア<赤枠>の範囲外をご提案することは可能でしょうか。 例：別紙2-4 ④産業技術センター 管理棟南側の駐車場にカーポートなど	●仕様書（案）7（3）ののとおり、現地見学会等の場で、施設管理者へ確認した上で提案することは可能とします。	5月7日
32	仕様書（案）	リースを活用したスキームでの提案は可能か	●不可とします。	5月7日
33	仕様書（案）	リーススキーム可能な場合、申請者はリース会社との共同提案が必要か	●回答No32のとおりです。	5月7日
34	仕様書（案）	2月28日設置工事完了の条件・定義（使用前自己確認要否等）	●以下を全て満たした状態を設置工事の完了と定義します。 ・設備の導入及び関連する工事が全て完了し、設備の継続的な稼働が可能であること ・一連の工事に係る代金の支払いが完了すること ・設備導入と、設備を用いた事業を実施するための、関連法令上の手続きが完了すること	5月7日
35	仕様書（案）	設置工法が複数ある場合（カーポート、陸屋根等）、1工法だけの提案は可能か	●可能です。ただし、目安容量と同程度以上としてください。	5月7日
36	仕様書（案）	カーポートの建築確認申請は、申請者側で費用負担し実施するの	●事業者に申請いただき、費用も負担いただきます。	5月7日
37	仕様書（案）	既設建物の建築確認資料等は開示いただけるの	●現地見学会の際に、確認願います。	5月7日

No	項目	内容	回答	回答日
38	仕様書（案）	図面はC A Dデータでいただく事は可能か	●公募期間中に提供する資料は、募集要領第4の1における資料提供及び第4の3における現地見学会での資料閲覧に限りです。 ●なお、CADデータのある施設については、事業者決定後の初回打ち合せ等の際にお申し付けください。	5月7日
39	仕様書（案）	今回、重点対策加速化事業の補助金を活用するということですが地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）の2（2）①に「県有施設への自家消費型太陽光発電の大量導入は令和8年度」までと記載があります。確実な太陽光構築およびPPAの運用、温室効果ガス排出量削減を実現するために、複数年での太陽光設備の構築を検討いただくことは可能でしょうか？	●募集要領第1の4のとおり、令和8年2月27日（金）までに設置工事を完了し、設備から各施設への電力供給を可能な状態としてください。	5月7日
40	仕様書（案）	施工においては地元企業を活用していきたいと考えておりますが、県内事業者を紹介いただくことは可能でしょうか？	●建設工事入札参加資格承認者名簿等を参考にしてください。 https://www.pref.miyagi.jp/site/shikakutouroku/kmkn.html	5月7日
41	No1大崎合同庁舎	植栽を伐採する場合の費用は補助金対象として考えてよろしいでしょうか？	●対象外経費として取り扱います。	5月23日
42	No2総合運動公園	① 合宿所の雨漏り有無を共有いただきたい。（追加設置検討箇所含め、陸屋根箇所全て・合計4箇所） ※太陽光設置可否に関する重要な要件の一つになります。 ② 合宿所、プール施設（セントラルスポーツ）のLED導入率を共有いただきたい。	① 雨漏りはありません。 ② 総合運動公園については、基本的に蛍光灯です。総合体育館メインアリーナのみ令和8年度にLED化予定ですが、合宿所、プール施設（セントラルスポーツ）を含む、その他の建物は未定です。 ●なお、No2総合運動公園以外の施設について、基本的にLED化されている施設は、No8県運転免許センター、No9石巻合同庁舎、No10気仙沼合同庁舎、No11石巻好文館高等学校、No12水産高等学校（新校舎及び体育館のみ）、No13女川高等学園（寄宿舎棟及び教室棟のみ）、No14南三陸警察署です。また、今年度LED化を予定している施設については、No1大崎合同庁舎、No4産業技術総合センター（管理棟のみ）、No5仙台第三高等学校、No15登米警察署です。	5月23日
43	No2総合運動公園	各施設のデマンドデータを共有いただけないでしょうか。	●令和7年4月分の電力消費量について、把握可能な範囲で、以下のとおり建物別に示します。 ・プール受電電力量：227,143kWh ・合宿所受電電力量：12,640kWh ・体育館受電電力量：97,390kWh ・スタジアム受電電力量：103,070kWh	5月23日
44	No3みやぎ産業交流センター	太陽光モジュール設置箇所の防水工事を含めた建物工事を2025年度完了予定で工事発注の準備をしていると現場調査時に伺いましたが、工事期間予定および太陽光設備工事が可能な期間を教えてください。	●7月頃に明らかになる見込みですので、事業者決定後に確認してください。	5月23日
45	No4産業技術総合センター	新しく建物を建設中のようにですが、電力会社との契約容量の増加は予定されているでしょうか。	●増加を予定しておりますが、増加容量について現時点では検討中です。	5月23日
46	No4産業技術総合センター	既存太陽光架台を再利用する場合、モジュールは撤去となるが、蓄電池盤/配線等は残置という認識でよろしいでしょうか。	●パワコンや配線等は、原則撤去願います。なお、既設の蓄電池盤ですが、既設の太陽光発電設備から再エネ電力を蓄電する目的で設置しているものではないため、撤去は不要です。	5月23日
47	No4産業技術総合センター	実験棟のリブレース方法ですが、既設パネルを撤去せずに、既設パネル上に薄型パネルを貼付けでも問題ないでしょうか？	●既設パネルが老朽化しており、安全性等の観点から不可とします。	5月23日
48	No8県運転免許センター	設置工事期間中も含め、敷地内に機械警備等の365日24時間体制の安全対策とは具体的にどのような安全対策を想定しているか。	●県ホームページに盗難対策の具体例をまとめていますので、参考にしてください。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/saisei/oshirase_tounan.html	5月23日
49	No11石巻好文館高等学校	屋上に既設のH鋼架台の空きスペースは太陽光設備用に流用可能でしょうか？	●不可とします。	5月23日
50	No12水産高等学校	格枝棟屋根にパネル設置した場合、体育館裏渡り廊下屋根の既設ケーブルラック内に太陽光ケーブルを併設して問題ないでしょうか？	●既設ラックの使用を前提とした企画提案は可能です。ただし、事業実施にあたっては、既設ラックの使用等について、施設管理者と協議した上で施工してください。協議の結果によっては、企画提案どおりとならないこともありますので、あらかじめご承知おください。	5月23日
51	No13女川高等学園	指示いただいている特定負荷は非常用発電機から給電される回路になるのではないかと現場調査時にご相談させていただきましたが、ご確認が取れておりましたら、ご回答いただけないでしょうか。	●現時点で確認がとれていないので、事業者決定後に確認してください。	5月23日

No	項目	内容	回答	回答日
52	その他、施設に関する基本的事項	キュービクルに保安協会のシールが貼付されている案件については確認が取れておりますが、その他の案件については、主任技術者様のお名前および所属先の確認が取れておりません。つきましては、各施設の主任技術者様名および所属をご教示の程お願い致します。	● 回答日時点では、以下のとおりです。 ・No1大崎合同庁舎：同和興業株式会社 ・No2総合運動公園：同和興業株式会社 ・No3みやぎ産業交流センター：同和興業株式会社 ・No4産業技術総合センター：久松電気管理事務所 ・No5仙台第三高等学校：一般財団法人東北電気保安協会 ・No6気仙沼高等学校：一般財団法人東北電気保安協会 ・No7多賀城高等学校：一般財団法人東北電気保安協会 ・No8県運転免許センター：株式会社ニュービルディングシステム ・No9石巻合同庁舎：株式会社ニュービルディングシステム ・No10気仙沼合同庁舎：一般財団法人東北電気保安協会 ・No11石巻好文館高等学校：一般財団法人東北電気保安協会 ・No12水産高等学校：一般財団法人東北電気保安協会 ・No13女川高等学園：一般財団法人東北電気保安協会 ・No14南三陸警察署：一般財団法人東北電気保安協会 ・No15登米警察署：大江電気管理事務所	5月23日
53	その他、施設に関する基本的事項	各施設にて、キュービクル改修予定はあるのでしょうか。 予定ありの場合、対象施設/改修内容(移設等)/工事予定期間を教えてください。	● 回答日時点で、予定している施設は以下のとおりです。記載のない施設については、現時点で予定ありません。 ・No1大崎合同庁舎（移設なし／設備更新※詳細については、事業者決定後の初回打合せ等の際に確認してください。／R7～R8予定） ・No2総合運動公園（移設なし／メインスタジアムを除く設備更新※詳細については、事業者決定後の初回打合せ等の際に確認してください。／R8 予定） ・No3みやぎ産業交流センター（移設なし／展示棟、会議棟、エネルギー棟の設備改修※詳細については、事業者決定後の初回打合せ等の際に確認してください。／R8予定） ・No5仙台第三高等学校（移設なし／高圧気中開閉器・キュービクル内機器更新／R7予定） ・No7多賀城高等学校（移設なし／高圧気中開閉器・受変電設備及び電灯・動力設備改修／R7予定） ・No15登米警察署（移設あり／敷地内の別の位置に嵩上げの上、新設／R8～R9予定）	5月23日
54	その他、施設に関する基本的事項	空調工事を予定している施設がありましたら、対象施設/工事内容(空調増設/入替など)/工事予定期間を教えてください。	● 回答日時点で、予定している施設は以下のとおりです。記載のない施設については、現時点で予定ありません。 ・No1大崎合同庁舎（1 箇所更新※冷温水発生機 2 基／R7～R8予定） ・No3みやぎ産業交流センター（1 箇所更新／R7予定） ・No4産業技術総合センター（全館空調メインの更新／R7予定、全館空調サブの更新／R8予定） ・No5仙台第三高等学校（7 箇所増設／R7予定） ・No8県運転免許センター（1 箇所更新／R7予定） ・No13女川高等学園（1 箇所増設／R7予定）	5月23日
55	その他、施設に関する基本的事項	各施設の保安規定の控えをご提供頂くことは可能でしょうか。もしご提供が難しい場合は、各点検項目の点検頻度（〇ヶ月ごと等）についてご教示の程お願い致します。	● 事業者決定後の初回打合せ等の際に確認してください。	5月23日
56	その他、施設に関する基本的事項	陸屋根を有する各案件において、防水工事が「いつ実施されたか」および「今後の実施予定の有無・時期」についてご教示の程お願い致します。	● 別紙2－1から別紙2－15に記載のとおりです。	5月23日
57	その他、施設に関する基本的事項	ソーラーカーポート導入施設の、確認申請書類一式あるか	● 事業者決定後の初回打合せ等の際に確認してください。	5月23日
58	その他、施設に関する基本的事項	共有いただいたデマンドデータについてです。（各施設）既設太陽光設備がある施設において、発電分を消費した後のデマンドデータであるという認識でよろしいでしょうか？	● お見込みのとおりです。	5月23日
59	その他、施設に関する基本的事項	「～10kw程度供給可能な仕様とすること」とありますが、10kwは必須ではないという認識で良いか？	● お見込みのとおりです。ただし、別紙2－1、別紙2－2、別紙2－3、別紙2－8のとおり、ソーラーカーポートに県補助金を活用する場合、自立運転機能付きパワコンあるいは蓄電池の導入を一切しないということは認めません。	5月23日
60	その他、施設に関する基本的事項	No9～No15の蓄電池容量の試算根拠資料（何の物品に、どのくらいの電気量を使う試算なのか等）を共有いただきたい。	● 学校（No11～No13）を例に以下のとおり記載します。 ・昼間（6時～18時） ①防災用通信機器（60W・4台・12h） ②パソコン（40W・4台・12h） ③複合機（200W・2台・12h） ④照明（20W・4台・12h） ⑤携帯電話充電用（5W・20台・12h） ⑥冷暖房（60W・20台・12h） ⑦テレビ（170W・2台・12h） ⑧電気ポット等（1200W・2台・5h） ・夜間（18時～6時） ①防災用通信機器（60W・1台・12h） ②パソコン（40W・2台・12h） ③複合機（200W・1台・5h） ④照明（20W・6台・12h） ⑤携帯電話充電用（5W・2台・12h） ⑥冷暖房（60W・10台・12h） ⑦テレビ（170W・1台・12h）	5月23日

No	項目	内容	回答	回答日
61	様式第4-1号、4-2号	様式4-1/4-2へ記載致しますPPA単価に関しまして、2025年6月6日正午必着後、ご提案PPA単価の変更が発生する場合、差替対応は可能でしょうか。	●企画提案書の提出期日まで、様式第4-1号及び4-2号に係る差替を可能とします。なお、提案施設に係る変更についても差替を可能とします。	5月23日
62	募集要領	今回の公募について確認が遅れ対象施設に係る資料提供の申込期限が過ぎています、以下の項目について資料提供は可能でしょうか？ 1. 各施設の高压受電設備の位置が分かる平面図を提供いただけませんか。 2. 各施設の高压受電設備単線結線図を提供いただけませんか。 3. 各施設の電気配線図面を提供いただけませんか。 4. 各施設の建築図面を提供いただけませんか。	●企画提案への参加申込期間内は、募集要領第4の1における資料提供の申出を可とし、第4の3における現地見学及び資料閲覧は不可とします。	5月23日
63	募集要領	評価基準の配点は0・100判定か（配点10の場合「0又は10」or「0～10」	●各評価項目について、各配点の範囲内で採点しますので、配点10の場合「0～10」となります。	5月23日
64	募集要領	「応募状況を鑑みて上限額を調整することがある」とありますが具体的にどのような状況になると調整となるのでしょうか？	●例えば、募集要領第5に基づき、事業予定者を決定した結果、蓄電池メニューに生じた執行残を太陽光発電設備メニューへ流用して交付決定する場合等を想定しています。	5月23日
65	募集要領	事業者登録はプロポーザルへの参加表明、提案書提出、プレゼンテーションの際は不要だと回答をいただいていた。事業者登録の期限を提示いただきたい。また、事業者登録の区分（建築、調達、役務等）を提示いただきたい。	●実施協定や電力供給契約の締結においても、事業者登録は不要です。	5月23日
66	募集要領	パワコンの自立運転機構は任意（No1～8）となっていますが、加算の対象外と捉えて良いでしょうか？	●仕様書（案）において、事業者には必須項目として要請していない事項を独自提案として扱います。任意とする蓄電池を含め、総合的に判断して採点を行います。	5月23日
67	仕様書（案）	太陽光設備の設置に伴う保安規定の変更については、現行の主任技術者様にて対応頂く認識で差し支えないか、ご教示の程お願いいたします。	●事業者決定後に、県及び各施設の電気主任技術者様と対応を協議してください。なお、仕様書（案）10（1）の通り、施設の保安規程に変更が生じる際には、保安規程の改訂に協力願います。	5月23日
68	仕様書（案）	太陽光設置に伴い、主任技術者様が点検する項目が追加される可能性がございます。この場合、今回新たに追加される設備分の費用を現行の主任技術者様へお支払いする形で、点検対象を追加頂くことは可能でしょうか。ご教示の程お願い致します。	●事業者決定後に、対応の可否について県及び各施設の電気主任技術者様と協議してください。	5月23日
69	仕様書（案）	仮に、現行の主任技術者様にて太陽光発電設備の点検対象を追加いただくことが難しい場合、以下いずれの対応を想定されておりますでしょうか。 ① 太陽光発電設備の点検業務のみを別途外部へ委託する形 ② 現行の主任技術者様とは別に、太陽光発電設備専用の主任技術者様を新たに選任させて頂く形などご意向等がございましたら、ご教示の程お願い致します。	●対応方法については、指定しませんが、各種法令を遵守し、適切に維持管理願います。	5月23日
70	仕様書（案）	仕様書6契約単価（1）県は、各施設に供給された電気使用量に契約単価を乗じた代金を業者に支払う。とありますが、支払方法、支払時期、支払条件はどの様になりますでしょうか。ご教示の程お願い致します。	●事業者決定後に、県との協議により決定します。	5月23日
71	仕様書（案）	ソーラーカーポート設置の際、地代の支払いは免除されるか、また、土地使用の契約は必要か。	●仕様書（案）4（4）の通り、全額免除です。なお、使用するにあたって、行政財産の目的外使用許可を受けてください。	5月23日
72	仕様書（案）	工事着工前に停止条件付で構わないので電力受給契約締結は可能か。不可の場合、協定書内容協議可能か（電力受給契約が締結できなかった場合の費用負担条項を追記、または電力受給契約を別紙添付し施工完了後の電力需給契約を予約する形にするなど）	●仕様書（案）3（3）の通り、施工完了後に電力供給契約を締結するものとします。 ●また、募集要領第9の1の通り、事業予定者と協定書の内容を協議した上で、実施協定を締結します。なお、構造調査の結果、設置工事を行わない場合の対応については、仕様書（案）6（7）ア、回答No84を参照願います。	5月23日
73	仕様書（案）	周辺住民等への説明の範囲は決まっているか	●資源エネルギー庁の「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に準拠し、300mを目安としてください。	5月23日
74	仕様書（案）	住民説明の方法は任意手法で良いか（ポスティング等）	●説明会やポスティングによる手法等、任意で構いませんが、地元市町村や周辺住民等の理解を得られるよう努めてください。	5月23日
75	仕様書（案）	二酸化炭素排出削減等の環境価値は、証書にする必要があるか	●証書にする必要はありません。	5月23日
76	仕様書（案）	県や市の事情で設備を撤去せざるを得ない状況になった場合、撤去費は県及び市の負担となるのか。また、中途解約となった場合は、中途解約違約金を設定できるか。	●仕様書（案）6（5）の通り、施設の移転等や県の改修工事等を起因とした設備の移設に伴う費用については、県が費用負担します。 ●また、仕様書（案）10（7）の通り、事業期間中に施設の移転等が発生した場合は、中途解約とならないよう、県が設備を移設する施設を提示し、県が移設費用の全部を負担します。	5月23日
77	仕様書（案）	完成図書はデータで良いか。紙面提出になるのか。	●仕様書9（12）の通り、完成図書類を紙面で1部作成の上、完成図面について、PDF形式データのほかにDXF形式データ及びオリジナルCADデータを提出してください。	5月23日
78	仕様書（案）	事業の進行に合わせて適宜協議とあるが、「事業の進行に合わせた協議」とは、具体的にどのような内容を想定しているか。	●設備工事前の調査・手続に係る実施前後の説明や、工事計画書に係る協議等を想定しており、1～2か月に1回程度の定例打合せを予定しています（初回・中間・最終の少なくとも3回）。	5月23日
79	仕様書（案）	協定締結後の現地調査の結果、PPA単価変更の必要が生じたとき、契約単価が県提示単価を上回る場合には、協議により設備工事を行わないとなっているが、一部施設のみ設備工事を行わない決定もできるのか	●可能です。	5月23日

No	項目	内容	回答	回答日
80	仕様書（案）	令和8年2月27日（金）設置工事完了日となっているが、遅れた場合損害金等の発生はあるのか（他社からの電気買入れ費用と電力供給単価との差額支払い等）	●ありません。	5月23日
81	仕様書（案）	電力供給開始の令和8年4月1日は必須ではないという考えてよろしいでしょうか？	●お見込みのとおりです。具体的な時期については、県及び施設管理者との協議により決定するものとします。 ●ただし、令和8年2月27日（金）は設置工事の期日として位置付けており、当該日までに完了が見込めない事情が生じた場合は、県及び環境省との事前協議が必要になります。	5月23日
82	仕様書（案）	実施協定締結が令和7年7月中下旬予定とあるが、左記より早期に締結可能でしょうか？	●早期に締結できるよう、最大限努めます。	5月23日
83	仕様書（案）	「事業者は、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行い、…」とありますが、運用開始後の電気主任技術者は当該施設の既存の電気主任技術者として宜しいでしょうか？	●回答No28のとおりです。	5月23日
84	仕様書（案）	構造の調査結果で設置不可と判断された場合の費用は、契約単価に含めてもよい旨の記載がありますが、事業者が1施設のみで採択され設置不可だった場合はどうなるのでしょうか？	●他施設の契約単価に含めることができない場合のみ、事業者負担とします。なお、1施設のみで採択となった場合は、実施協定締結前に、事業予定者に対して、事業実施の意向を確認します。	5月23日
85	仕様書（案）	各施設の工事可能時期について、学校は長期休暇期間中に実施する等、期間や曜日、時間帯等の制約はありますでしょうか？あれば共有いただきたい。	●土日等の閉庁日や、学校については長期休暇期間に施工する等、各施設の特性に応じた配慮をお願いします。 ●詳細については、事業者決定後の初回打合せ等の際に確認してください。	5月23日
86	仕様書（案）	停電作業が発生しますが、現時点で不可の期間・時間帯があれば提示頂きたい	●事業者決定後の初回打合せ等の際に確認してください。	5月23日
87	仕様書（案）	保険に加入するように努めることとありますが、保険の加入は必須ではない認識でよろしいでしょうか？	●お見込みのとおりですが、災害時に速やかに復旧できる体制を整えてください。	5月23日
88	仕様書（案）	「留意事項：カーポート型による設置の場合、価格要件等に留意すること。」とありますが、具体的な要件を提示いただきたい。（どの資料の、何を指しているのか）	●オンサイトP P A方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業費補助金実施要領2（イ）2のコスト要件等を指しています。	5月23日
89	仕様書（案）	「留意事項 価格要件等に留意すること。」とあるが、具体的な要件を提示いただきたい。（どの資料の、何を指しているのか）	●オンサイトP P A方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業費補助金実施要領2（ウ）4のコスト要件等を指しています。	5月23日
90	仕様書（案）	「工事に当たっては、原則として公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に準拠して施工する。」とありますが、設置に使用する部材において、公共仕様は必須ではないという認識でよろしいでしょうか？（民間仕様でも問題ないという認識でよろしいでしょうか？）	●お見込みのとおりです。	5月23日
91	仕様書（案）	公募資料および重点対策加速化事業において、太陽光設備の耐震クラスの記述が無いため、耐震クラスは無い認識でよろしいでしょうか？（各施設）	●耐震クラスはB以上を目安とします。同程度以上となるよう努めてください。	5月23日
92	仕様書（案）	コア抜きを実施する想定ですが、問題ないという認識でよろしいでしょうか？（施設内の建物や電気室、施設外の建物電気室を含む）	●コア抜きを前提とした企画提案は可能です。ただし、事業実施にあたっては、ケーブルルート等について、施設管理者と協議した上で施工してください。協議の結果によっては、企画提案どおりとならないこともありますので、あらかじめご承知おきください。	5月23日
93	仕様書（案）	既設ラック（電気室内の既設ラック、および建物壁面等に設置されている配線ラック）を使用する想定ですが、使用は問題ないという認識でよろしいでしょうか？（各施設）	●回答No50のとおりです。	5月23日
94	仕様書（案）	施工中の駐車場（複数台）、部材の置きスペース、トイレ、各貸し出しをいただく想定で進めておりますが、貸し出しには問題ないという認識でよろしいでしょうか？（各施設）	●最大限配慮しますが、事業者決定後の初回打合せ等の際に確認してください。	5月23日
95	仕様書（案）	クレーン車で部材等の荷揚げを想定しておりますが、クレーン車の使用には問題ないという認識でよろしいでしょうか？	●最大限配慮しますが、事業者決定後の初回打合せ等の際に確認してください。	5月23日
96	仕様書（案）	宮城県県庁として、パネル、PCS等の部材において、使用不可のメーカーは無いという認識でよろしいでしょうか？使用不可のメーカーがある場合、共有いただきたい。	●お見込みのとおりです。なお、県補助金を活用する場合、商用化されていない製品については、補助対象外として取り扱いますので、あらかじめご承知おきください。	5月23日
97	仕様書（案）	目安で示されたPV容量、蓄電池容量などは施設環境だけでなく、PPA単価など総合的に判断し、容量を検討いたしますがご認識に相違はないでしょうか。	●相違ありません。	5月23日
98	リスクと責任分担	盗難については不可抗力に含まれるでしょうか	●含めません。	5月23日
99	リスクと責任分担	維持管理「天候不良」は供給量を保証する趣旨ではなく、事業者側の売電収入が下がることを許容するという理解でよいのか	●お見込みのとおりです。	5月23日
100	リスクと責任分担	共通「法令・条例等の変更」事業者負担となっているが、不可抗力に近いものであり、双方負担にできないか	●別紙4「予想されるリスクと責任分担」については、事業予定者と協議した上で、実施協定を締結します。	5月23日
101	リスクと責任分担	「天候不良による発電量の減少」は事業者リスクとなっていますが、事業者が提案する想定発電量より下回った場合の負担はないという理解でよろしいでしょうか？	●お見込みのとおりです。	5月23日
102	リスクと責任分担	ハザードマップの対象となる施設もありますが、ハザードに起因する設備の故障および損壊は県の負担となる理解でよろしいでしょうか？（洪水、津波、液状化等）	●天災等の不可抗力は、県の責による事由ではないため、別紙4「予想されるリスクと責任分担」において、県と事業者による協議という意味で、負担者を双方としています。	5月23日
103	県補助金	事業者決定後、補助金交付申請を行い不採択になる事はあるのか	●事業者決定時に、県補助金の採択を行いますので、交付申請後の不採択はありません。	5月23日
104	県補助金	「補助金がない場合：否」で参加表明し、事業予定者に決定後、補助金不採択になった場合、辞退は可能か	●回答No103のとおりです。	5月23日

No	項目	内容	回答	回答日
105	県補助金	補助金実施要領2の(イ)の2に関して、50kw以上の18.24万円/kwは補助金をもらったあとの金額と考えてよいか	●オンサイトP P A方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業費補助金実施要領2(イ)2のとおり、「補助金反映後の金額」という視点ではなく、補助対象となる経費に着目してコスト要件を確認してください。 ・コスト要件(円/kW) = (太陽光発電設備等の補助対象経費) × 2 / 3 ÷ (パワーコンディショナの最大定格出力合計)	5月23日
106	県補助金	補助金実施要領2の(ア)の5に関して、補助金受領により単価を下げる計算根拠は具体的にどのようなものを想定しているか。	●一例として、補助金交付前後の契約単価における比較を想定しています。	5月23日
107	県補助金	ソーラーカーポートを導入する際の建築確認申請は必要である認識ですが、申請にかかる費用は補助金対象となる認識でよろしいでしょうか？	●対象外経費として取り扱います。	5月23日
108	県補助金	令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業のうち再生可能エネルギー事業者支援事業費<ソーラーカーポート事業>公募概要(三次公募)において、 ①「ハザードエリア(土砂災害警戒区域・洪水浸水想定区域)対象の場合、太陽光設備を保全させるための措置を講じてください」とありますが、今回の宮城県PPAの要件にあてはまりますか？ ②①の要件に当てはまる場合、具体的な保全内容をご提示いただきたい。 ③①の要件に当てはまる場合、県で既に保全対策済みでしょうか？(盛土等) ④③で対策していない場合、保全費は県の負担の認識でよろしいでしょうか？ ⑤③で対策していない場合、保全工事時期により、実質的に今年度太陽光工事ができない可能性があります。その場合、太陽光工事を来年度以降に実施するでよろしいでしょうか？ ⑥①の要件に当てはまる場合、津波は補助対象でしょうか？ ⑦①の要件に当てはまる場合、ハザードの高さ以下に太陽光設備を設置する場合は宮城県の要件、もしくは補助金要件で認められるのでしょうか？	①本事業においても同様の取り扱いとします。 ②高上げが困難な場合は、保険加入して被災した設備の修復に努めるなど、確実・迅速に稼働できる対策を講じてください。 ③事業者決定後の初回打合せ等の際に確認してください。 ④高上げあるいは保険加入する場合、事業者側の負担とするため、契約単価に含めてください。 ⑤令和8年2月27日(金)までに設置工事の完了が見込めない事情が生じた場合は、県及び環境省との事前協議が必要になります。 ⑥補助金の活用が可能ですが、海岸に近い立地の場合は、津波や高潮による浸水が想定されるかも把握し、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域と同様、設備を保全させるための措置を講じてください。 ⑦回答②のとおりです	5月23日
109	県補助金	蓄電池の補助要件について、重点対策加速化事業と、宮城県補助金(実施要領P3)で異なりますが、宮城県補助金(実施要領P3)の認識でよろしいでしょうか？	●お見込みのとおりです。本県は環境省が実施する重点対策加速化事業に令和4年度に採択を受けており、採択当時の価格要件が適用されることから、オンサイトP P A方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業費補助金実施要領2(ウ)4のコスト要件が適用されます。	5月23日
110	県補助金	①重点対策加速化事業に、「事業全体の費用効率性～」とありますが、今回の宮城県様のPPAにおいて、要件の対象となりますか？ ②また、もし要件の対象となる場合、25万円/t-CO2を超える場合、超えた部分のみが、交付対象事業費から除外される認識でよろしいでしょうか？ それとも超えない部分および超えた部分全て、交付対象事業費から除外されるのでしょうか？	①対象となります。 ②前者です。	5月23日
111	県補助金	①別表2(県補助金-交付要綱P5)は、事業者決定後(7月上旬)、申請する認識でよろしいでしょうか？また、申請期限をご提示いただきたい。 ②①に関連し、交付決定時期が令和7年7月中旬(県補助金-実施要領P8)と記載されています。上記より、別表2(県補助金-交付要綱P5)の申請は、事業者決定後、7月中旬期限ではない認識ですが、よろしいでしょうか？	①お見込みのとおりです。現時点で、具体的な申請期限はありませんが、実施協定の締結に合わせて、県から事業者に対して県補助金を交付決定する予定です。 ②事業予定者決定後に、別表2の書類を添付の上、交付申請書を県に提出いただいた後に、7月中旬に県から事業者に対して県補助金を交付決定するという流れとします。なお、別表2記載の書類に関しては、現実的に提出可能な範囲で構いません。	5月23日